

別表（第2条関係）

補助事業名	職域接種促進のための支援事業				
補助事業の目的	接種の加速化を図っていくため、中小企業や大学等が複数の関連事業者を対象にする等の一定の条件を満たし、職域接種を実施する場合に、包括交付金を活用し、接種会場の設備整備等の経費を支援				
補助事業の対象となる者	<p>(1) 外部医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当する兵庫県内に所在するもの（実施場所は県内を問わない）</p> <p>(ア) 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が、商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの</p> <p>(イ) 文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が、所属の学生を対象とし実施するもの</p> <p>(2) 対象者が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、外部医療機関から医師等を雇用する費用が対象者に発生していて、かつ、職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出するもの</p>				
補助事業の対象となる経費	接種会場に係る運営費等（使用料及び賃借料、備品購入費等）の必要な経費（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱による）				
補助率	定額				
補助金の額	<p>補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 下表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <table border="1" data-bbox="534 1527 1316 1787"> <thead> <tr> <th>1 区 分</th> <th>2 基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部の医療機関が出張して実施する形態により職域接種を行った団体</td> <td> <p>・ 職域接種</p> <p>1,500円（上限）/回×接種回数</p> <p>※接種回数には予診のみの実績は含まれない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、予算の範囲内で知事が認めた額</p>	1 区 分	2 基 準 額	外部の医療機関が出張して実施する形態により職域接種を行った団体	<p>・ 職域接種</p> <p>1,500円（上限）/回×接種回数</p> <p>※接種回数には予診のみの実績は含まれない。</p>
1 区 分	2 基 準 額				
外部の医療機関が出張して実施する形態により職域接種を行った団体	<p>・ 職域接種</p> <p>1,500円（上限）/回×接種回数</p> <p>※接種回数には予診のみの実績は含まれない。</p>				
適用除外する条項	—				
その他の事項	令和4年4月1日以降に実施したものに限る ただし、大学等については令和3年度中に実施した追加接種を含む				

別に定める事項

関係書類	内 容
第3条	(添付書類) 1 所要額調書(別紙(1)) 2 所要額明細書(別紙(2)) 3 見積書の写し、積算内訳等
	(指定期日) 別に指定する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないもの
	(添付書類) 第3条の申請書の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別に指定する日
第9条第1項	(報告事項等) —
第11条	(添付書類) 1 精算書(別紙(3)) 2 事業実績書(別紙(4)) 3 支出明細書(別紙(5))又は領収書の写し
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 備品を購入した場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)による。